

千葉市中央区選挙管理委員会告示第3号

令和5年の組織改正に伴い、千葉市中央区選挙管理委員会規程（平成4年千葉市中央区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 増田昌彦

第21条中「書記長にあつては副区長（副区長が欠員の場合は区役所参事とし、区役所参事が置かれていない場合又は欠員の場合は区長とする。）をもって」を「書記長にあつては副区長（副区長が欠員の場合は区長とする。）をもって」に、「地域振興課（以下「地域振興課」という。）」を「総務課（以下「総務課」という。）及び区役所地域づくり支援課（以下「地域づくり支援課」という。）」に改める。

第23条第1項中「選挙課」を「選挙課及び管理課」に改める。

第24条第3項中「主幹」を削る。

第29条第2項中「副参与には区役所の保健福祉センター所長、課長（区政事務センター所長を含む）、課内室長、市民センター所長及び課長補佐並びに所長補佐の職にある者（これらが置かれていない場合又は欠員の場合を除く。）」を「副参与には区役所の参事（副区長の職にあるものは除く）、保健福祉センター所長、課長（区政事務センター所長を含む）、課内室長、市民センター所長及び課長補佐並びに所長補佐の職にある者（これらが置かれていない場合又は欠員の場合を除く。）」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。